

奈良県告示第三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和六年五月七日

奈良県知事 山下 真

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 廃止年月日 |
|--------------|------------------|------------|
| たんぽぽ薬局富堂店 | 天理市富堂町三二〇番一 | 令和六年二月十五日 |
| 藤岡医院 | 北葛城郡河合町大字池部三一七―八 | 令和六年二月二十八日 |
| たけつな小児科クリニック | 生駒市真弓一丁目二―八 | 令和六年二月二十九日 |
| さくら歯科医院 | ○ 生駒郡三郷町勢野北一―二―二 | 令和六年二月二十九日 |
| 藤田産婦人科内科 | 一 香芝市逢坂七丁目一三〇番地の | 令和六年三月三十一日 |